3　その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三〇〇万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。3において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額（資産の取得に直接に要した一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、一定の場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととした。（所得税法第四五条関係）

4　一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととした。（所得税法第一七七条及び第二一二条関係）

㈠　完全子法人株式等に該当する株式等（当該内国法人が自己の名義をもって有するものに限る。㈡において同じ。）に係る配当等

㈡　当該内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が三分の一超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

5　給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、社会保険料の金額又は小規模企業共済等掛金の額の支払をした旨を証する書類の提出又は提示に代えて、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、当該書類を提出し、又は提示したものとみなす。（所得税法第一九八条関係）

6　支払調書等の提出の特例について、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（所得税法第二二八条の四関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　益金の額及び損金の額に算入されない通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除外することとした。（法人税法第二六条及び第三八条関係）

2　次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを法令上明確化することとした。（法人税法第四二条及び第四五条～第四七条関係）

㈠　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈡　工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈢　非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈣　保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

3　法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことにより当該法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。3において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額（資産の取得に直接に要した一定の額を除く。）、費用の額及び損失の額は、一定の場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。（法人税法第五五条関係）

4　通算制度における外国税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第六九条関係）

㈠　適用事業年度の当初申告税額控除額を税額控除額とみなす措置を適用しないことによってその適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

㈡　対象事業年度（㈣の説明が行われた日の属するものに限る。㈡において同じ。）の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が㈣の説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しない。

㈢　対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないことによってその対象事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

㈣　法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限る。）において税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（その措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明する。

5　電子情報処理組織を使用する方法により確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（法人税法第七五条の四関係）

6　欠損金の繰戻しによる還付制度について、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額の計算上通算対象外欠損金額から控除する金額を通算対象外欠損金額のうち災害損失欠損金額の繰戻しにより還付を受ける金額の計算の基礎とするものとする等の見直しを行うこととした。（法人税法第八〇条関係）

7　労働者協同組合連合会を協同組合等の範囲に加えることとした。（法人税法別表第三関係）

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の法人税法の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の法人税法について、二2及び3と同様の改正を行うこととした。（令和二年改正前法人税法第四二条、第四五条～第四七条及び第五五条関係）

四　地方法人税法の一部改正関係

1　通算制度における外国税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（地方法人税法第一二条関係）

㈠　適用課税事業年度の当初申告税額控除額を税額控除額とみなす措置を適用しないことによってその適用課税事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

㈡　対象課税事業年度（㈣の説明が行われた日の属するものに限る。㈡において同じ。）の期限内申告書に添付された書類にその対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が㈣の説明の内容と異なる場合には、その対象課税事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しない。